

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

IV 地方自治の確立に向けた提案・要望

■地域の自主性・自立性の向上

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省等各府省、中小企業庁】

県担当課： 企画総務課、改革推進課、地域政策課
産業労働政策課、商業・サービス産業支援課
産業支援課、就業支援課

人口減少・少子高齢化、経済のグローバル化という流れの中で、日本が抱える様々な課題を解決するためには、これまでの社会システムを大きく転換することが必要である。

そのためには、地方が国に依存する中央集権の仕組みを根本から見直し、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を断行することが重要である。

1 地方分権改革の着実な推進

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国から地方へ権限及び財源を大幅に移譲するなど、政治主導で地方分権改革を着実に推進すること。

「地方分権改革に関する提案募集」については、個々の地方公共団体からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

◆現状・課題

- 平成5年の衆・参両議院による「地方分権の推進に関する決議」以来、地方分権改革は一歩ずつ前進してきたが、国から地方への権限や財源の移譲は不十分であり、改革は道半ばである。
- 平成25年3月、国は総理を本部長とし全閣僚が参加する地方分権改革推進本部を設置し、同4月には地方分権改革有識者会議を設置し、地方分権改革を進めている。
- 平成26年6月に地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」においては、地方分権改革推進委員会の勧告事項については一通り検討が行われたものと整理された。また、新たなステージを迎える地方分権改革は、これまでの国主導の委員会勧告による短期集中型の改革スタイルから、地方の発意に根ざした息の長い取組を行う改革スタイルへの転換が望まれるとされた。
- 平成26年からは、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募る「地方分権改革に関する提案募集」制度が導入された。
- 平成26年は、全国の地方公共団体等から953件の提案があり、平成27年は334件の提案があった。平成26年の提案募集では、地方が強く求めてきた農地転用の許可権限の移譲（4ha超）が実現するなど一定の成果が出ている。
- 一方、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち、「実現・対応」が平成26年は約6割、平成27年は約7割としているが、その中には「検討する」とされたものや実質的には地方の提案に答えていないものも数多く含まれており、課題も大きい。
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマであることから、権限移譲、規制緩和、税源移譲などによる十分な財源の確保を行い、地方が競い合えるような仕組みにすべきである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 総理の強力なリーダーシップにより「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現すること。
- ・ 「地方分権改革に関する提案募集」制度については、地方分権改革を着実に推進するという制度の趣旨を踏まえ、地方からの提案を正面から受け止め最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- ・ 対応方針において「検討する」としたものについては、実現に向け確実なフォローアップを行うとともに、「実現できなかったもの」としたものについても、再提案があった場合は、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ・ 提案の対象が、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に限定されているが、税財源に関することも提案対象とすること。
- ・ 提案の採否を検討する際には、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。
- ・ 提案を全国一律又は手挙げ方式で実施することが困難な場合には、提案団体を対象とした特区の試行的な実施も検討すること。

2 国から地方への事務・権限の移譲等

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本として、国から地方への事務・権限の移譲等を積極的に推進すること。

特に、中小企業支援に関する事務・権限については、速やかに都道府県に移譲すること。

ハローワークに関する新たな雇用対策の仕組みは、地方が主体的に雇用施策を行える制度にすること。また、成果検証を行い、国と地方の役割分担等を改めて検討すること。

◆現状・課題

- ・ 国から地方への事務・権限の移譲については、平成28年4月には農地転用許可権限の都道府県等への移譲が実現した。しかし、それ以外では大きな進展はなく、平成28年通常国会で成立した第6次一括法では、国から地方への事務・権限の移譲は2法律の事務に過ぎない。
- ・ 中小企業支援については、国と都道府県それぞれが創業や技術開発の支援など同様の事業を実施しており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。これまでに都道府県に移譲された事務も商工会議所の定款変更の認可の一部など、ごくわずかである。
- ・ ハローワークについては、地方移管の可能性を検証するため、平成24年10月から本県と佐賀県でハローワーク特区が実施されており、本県では「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を開設し、カウンセリングから職業紹介、生活相談までワンストップの就業支援を行っている。
- ・ ハローワーク特区は平成27年秋で開始から3年を迎えることから、全国知事会では自ら検証を行った上で、国に対して早期に検証を行い、地方移管を実現するよう求めた。
- ・ こうした動きを受け、国の地方分権改革有識者会議の雇用対策部会において、ハローワーク特区等の成果検証、地方移管の議論が行われた結果、地方移管そのものではないが、新たな雇用対策の仕組みとして「地方版ハローワークの創設」や「自治体が国のハローワークを活用する枠組みの創設」（ハローワーク特区制度の全国展開）などを行う方針が示された。
- ・ 新たな雇用対策の仕組みのうち、法改正を要するものについては、平成28年通常国会で成立した第6次一括法により措置された。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、大幅な権限・財源の移譲を行うこと。
- ・ 市町村優先の原則の下で、条例による事務処理特例制度により移譲の効果が現れた事務等については、法令による市町村への移譲を進めること。
- ・ 中小企業支援に関する事務・権限については、国と都道府県に分かれている窓口を一元化して、地域の実情に精通した都道府県が総合的な支援を行えるようにすることが地方創生を実現する上でも不可欠であるので、速やかに移譲すること。
- ・ ハローワークに関する新たな雇用対策の仕組みの具体的な制度設計に当たっては、地方と十分協議し、地方が主体的に雇用施策を実施できるような制度とし、十分な人的・財政的支援を行うこと。
- ・ ハローワーク求人情報のオンライン提供については、国のハローワークの職員用端末と同等の情報を提供すること。また、新制度の実施後に改めて成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担のあり方等を検討すること。
- ・ 国の出先機関の見直しについては、希望する地方公共団体に先行的・実験的に事務・権限を移譲して効果等を検証し、地方移管につなげること。
- ・ 事務・権限の地方移管に際しては、必要となる税財源も併せて移管すること。

3 義務付け・枠付けの見直し

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。

◆現状・課題

- ・ 地方分権改革推進委員会は第2次勧告（平成20年12月）で4,076条項の義務付け・枠付けの見直しを勧告した。このうち特に重要な889条項について第3次勧告（平成21年10月）で具体的な措置を勧告した。
- ・ 国は勧告や地方分権改革に関する提案募集を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。（第1次～第3次及び第5次の一括法）
- ・ また、平成28年通常国会で成立した第6次一括法には、4法律に関する義務付け・枠付けの見直しが盛り込まれている。
- ・ しかし、これまでの見直しでは、社会福祉施設の居室面積や職員数など地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多用されている。
- ・ 地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ これまでの見直しで、地方の要望に沿った見直しが見直されていない項目について見直しを行うこと。
- ・ 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。今後の見直しでは「従うべき基準」の設定を行わないこと。また、これまでの見直しで「従うべき基準」とされたものについては廃止、または「参酌すべき基準」に改めること。

4 都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等に直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲すること。

なお、財源・権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、都道府県へのヒアリングや都道府県による事業者の推薦など、都道府県の関与を強化すること。

◆現状・課題

- ・ 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されないおそれがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
- ・ 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
- ・ 平成26年の「地方分権改革に関する提案募集」において、本県から49件の「空飛ぶ補助金」について財源・権限の移譲を提案したが、国の対応方針では、地域商店街の活性化支援、地域資源活用、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブなど16件について、都道府県への情報提供や都道府県との連携強化などの方針が示されたものの、財源・権限の移譲が行われたものはなかった。
- ・ 平成27年の提案募集では、本県から3件の「空飛ぶ補助金」について財源・権限の移譲を提案したが、国の対応方針では、中小企業支援のうち創業支援に関する補助金については都道府県の担当者が地域審査会に参加可能とするなどの方針が示されたが、財源・権限の移譲が行われたものはなかった。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、国よりも現場に近く実情に通じている都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

5 道州制の議論

【内閣官房】

道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月）及び「道州制の基本法案について」（平成25年7月）を十分踏まえること。

道州制の議論に関わらず、国から地方への権限移譲等の地方分権改革を着実に進めること。

◆現状・課題

- 平成25年以降、政党による道州制推進基本法案の国会提出に向けた議論が活発化したが、自由民主党は平成26年通常国会への基本法案提出を見送った。平成26年12月の衆議院議員総選挙においても複数の政党が道州制の導入を政権公約に掲げ、その導入に関する議論が続けられている。
- 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。しかし、道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- 道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。
- 全国知事会では、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにし、道州制の基本的考え方を示すことによって、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たっての課題を提示するため、平成25年1月に「道州制の基本的考え方」をとりまとめた。
- 同年7月には、各政党で検討されている基本法案のあり方について意見を述べるため、「道州制基本法案について」をとりまとめた。
- 全国知事会では、これらを十分踏まえて道州制の検討を行うよう求めて、各政党に対して要請活動を行ってきた。

全国知事会「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月23日）の概要

3 道州制の基本原則

- 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない
- 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方公共団体は道州と市町村の二層制とする
- 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- 役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない
- 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない

全国知事会「道州制の基本法案について」（平成25年7月9日）の概要

- 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について
 - 1-1 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならない。
 - 1-2 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - 1-3 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
- 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について
 - 2-1 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - 2-2 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - 2-3 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
- 3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について
道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 道州制の検討に当たっては、全国知事会が平成25年1月にまとめた「道州制に関する基本的考え方」を十分踏まえ、道州制は地方分権を推進するためのものであること、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央政府の見直しも伴うものとするなど基本とすること。
- ・ 全国知事会が平成25年7月にまとめた「道州制の基本法案について」を十分踏まえ、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すこと。
- ・ 道州制の議論に関わらず、国から地方への権限や財源の移譲、義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革を着実に進めること。

6 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。

特区における規制緩和提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆現状・課題

- ・ 規制緩和の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規制緩和等の提案を受け付けている。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は特区で実施する規制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
- ・ これまで構造改革特区で実施する規制改革の項目とするためには、関係省庁の了承が不可欠であること等から、採用率が極めて低い状況となっており、国家戦略特区についても指定区域数は10区域に限られている。

○構造改革特区の提案の採用状況等

| 全 国 | | | 埼 玉 県 | | |
|------------|---------------------|--------------|------------|---------------------|--------------|
| 提案数 (a) | うち特区等 で対応 (b) | 採用率 (b/a) | 提案数 (a) | うち特区等 で対応 (b) | 採用率 (b/a) |
| 5,528 | 786 | 14.2% | 40 | 13 | 32.5% |

○国家戦略特区の指定区域

①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市）、②関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、⑧仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体等が行う規制改革の提案を政治主導で積極的に実現すること。

7 経済再生につながる規制緩和の推進

【内閣府、経済産業省、中小企業庁、国土交通省】

企業等の力を最大限に引き出し地域経済を活性化させるために、国による規制緩和等を積極的に推進すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、「埼玉県行財政戦略プログラム」（計画期間：平成 26 年度～平成 28 年度）に基づく推進体制として、部局横断的な行財政改革推進委員会を設置し、経済団体等から規制緩和に係る意見等を聴取し、そこから特区制度等を活用して国へ提案するとともに、県自らも規制緩和に取り組んでいる。
- ・ 企業等の力を最大限に引き出して地域経済を活性化させるためには、様々な規制の緩和を推進していく必要がある。
- ・ そのため、国では、国家戦略特区や構造改革特区等、地域からの規制緩和等の提案を受け付けるための制度を設けている。
- ・ ただし、地方公共団体からの規制緩和等の提案が採用される割合は、極めて低い状況である。
- ・ 本県では、平成 26 年度以降、行財政改革推進委員会において、経済団体等から聴取した意見等を踏まえ、以下のような規制緩和等の提案項目を取りまとめている。

○主な規制緩和等提案項目

- (1) 既存戸建て住宅のグループホームへの活用時における建築基準法の階段基準の緩和
 - ・ 住宅をグループホームやシェアハウスなどに転用する場合、階段の勾配の基準を一定の規模や用途などの条件を満たした場合において、住宅と同じ基準にする。
- (2) 官公需適格組合の証明制度の見直し
 - ・ 組合が取得する官公需適格組合の証明について、「物品納入等」と「工事」の両方の証明区分を取得できるよう制度の見直しを行う。
- (3) 企業努力を反映した収益納付制度の構築
 - ・ 企業が研究開発や実用化に対し、より意欲的に取り組めるよう、努力した企業ほど収益納付額が低減される仕組みをつくる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 企業等の力を最大限に引き出して地域経済を活性化させるために、以下の項目をはじめとして、規制緩和等を積極的に推進すること。
 - ・ 既存戸建て住宅のグループホームへの活用時における建築基準法の階段基準の緩和
 - ・ 官公需適格組合の証明制度の見直し
 - ・ 企業努力を反映した収益納付制度の構築

8 企業努力を反映した収益納付制度の構築

【経済産業省、中小企業庁】

企業の研究開発等に対する助成事業の収益納付制度について、努力した企業ほど収益納付額が低減される仕組みをつくること。

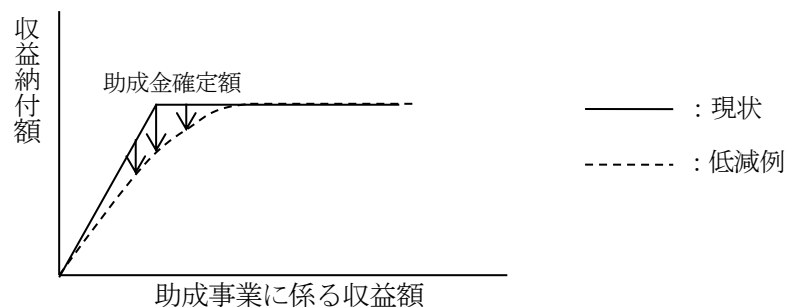
◆現状・課題

- ・ 企業の研究開発等に対する助成事業において、交付規程により収益納付条件が付されている場合、当該助成事業の成果に基づき収益が生じたときは、交付された助成金の額を上限としてその収益の一部を納付することとなっている。
- ・ 一般に収益納付額は、助成事業に係る当該年度収益額に助成金寄与度（助成金確定額／助成事業に係る支出額）を乗じて算定され、企業努力が反映される仕組みとなっていない。
- ・ そのため、実用化に向けた研究開発や実用化したものの販路開拓に対する意欲が削がれる懸念がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 企業が研究開発や実用化に対し、より意欲的に取り組めるよう、努力した企業ほど収益納付額が低減される仕組みをつくること。

（イメージ）



9 助成金の標準的な処理期間の明確化

【厚生労働省】

雇用調整助成金や労働移動助成金などの助成金について、審査に係る標準的な処理期間を明示するほか、支給までの期間を短縮することにより、助成金制度の利便性を向上させ、中小企業の利用を促進すること。

◆現状・課題

- ・ 雇用調整助成金や労働移動助成金などの助成金の審査に係る標準的な処理期間については、ホームページや手引き、パンフレット等には記載がなく、申請者は受給時期について見通しが立たない。
- ・ 景気変動の影響を受けやすい中小企業の雇用を維持するための雇用調整助成金や、早期再就職を促進し失業なき労働移動を実現するための労働移動助成金などの雇用関係助成金を今後も利用することが見込まれる。
(平成 27 年度予算案：雇用調整助成金 193 億円、労働移動支援助成金 349 億円)
- ・ 助成金の申請者は経営状況が不安定なことも多く、労働者の雇用に課題を抱えていることから、助成金の支給に要する期間の短縮は経営の安定化を早期に実現することにつながる。また、標準的な処理期間を明示することで助成金を計画的に利用でき、制度の利便性を高めることができる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 雇用関係助成金について、標準的な処理期間を適正に定め周知することなどにより、中小企業の助成金の活用を図ること。

■自治財政権の確立

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課： 財政課、市町村課、税務課、農村整備課
県土整備政策課

地方は国を上回る不断の行財政改革を実施しているものの、社会保障関係経費の自然増などにより財政状況はますます厳しさを増している。

そうした状況の中でも地方が住民サービスを安定的に供給するために、地方交付税総額の確保・充実が必要である。また、地方財源不足については、臨時財政対策債による負担の先送りではなく、税源移譲等により解消を図るべきである。

さらに、財政運営等を圧迫している要因にもなっている直轄事業負担金や高金利地方債についても、制度廃止や償還要件の緩和等が必要である。

10 地方税財源の充実・強化

【内閣府、総務省、財務省】

国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

◆現状・課題

- 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は42対58であるのに対し、国と地方の税収の割合は61対39となっており（平成26年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。
- 人口一人当たりの税収額は、法人二税で最大6.1倍、偏在性が比較的小さい地方消費税でも最大1.7倍の格差が存在している。社会保障経費などの行政需要の増大を踏まえ、公平かつ持続的な行政運営を行うため、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要である。
- 平成28年度与党税制改正大綱（平成27年12月16日）において、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、平成28年度末までに法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

◆提案・要望の具体的内容

- 消費税の軽減税率制度の導入により地方に生じる減収については、地方の社会保障財源に影響を与えぬよう、代替税財源を措置すること。
- 租税特別措置については、創設から長期間が経過するものもあり、創設の意義に照らしてその合理性を再検討し、役割を終えたものについては抜本的に見直すこと。
- 法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスの受益関係を的確に反映したものとなるよう見直すこと。

◆参考（人口一人当たりの税収額の比較（平成26年度決算））

| | 地方税全体 | 法人二税 | 地方消費税（清算後） | 個人住民税 | 固定資産税 |
|-------|-------|------|------------|-------|-------|
| 最大/最小 | 2.6倍 | 6.1倍 | 1.7倍 | 2.7倍 | 2.3倍 |
| 最大/埼玉 | 1.9倍 | 4.0倍 | 1.6倍 | 1.5倍 | 1.8倍 |

11 地方税制のあり方

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

自動車取得税の廃止及び自動車税・軽自動車税の環境性能割の創設の過程で地方に生じた減収については、地方の財政に影響を及ぼすことのないよう、代替税財源を確保すること。

平成 29 年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関して検討を行うこととされているが、自動車の保有に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、更なる減税は行わないこと。仮に減税を行う場合は、代替税財源を確保すること。

徴税コストを抑える観点から、自動車税の車検時徴収制度の導入について検討すること。

ゴルフ場利用税は、税収の 7 割をゴルフ場が所在する市町村に交付しており、県のみならず市町村の貴重な財源となっていることから堅持すること。

今後、森林吸収源対策のための税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について、地方の意見を踏まえながら、十分に整理すること。

◆現状・課題

○自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設について

- ・ 消費税率 10% 引上げ時に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割を創設することとされている。
- ・ 上記改廃により、地方に約 200 億円の減収が見込まれている。

○平成 29 年度税制改正における車体課税の見直しについて

- ・ 平成 28 年度与党税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日）では、平成 29 年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。
- ・ 自動車税は県税収入の約 13% を占める極めて貴重な安定財源である。
- ・ 現下の厳しい地方財政の状況においては、車体課税について更なる減税を実施する余地はない。

○ゴルフ場利用税について

- ・ 平成 32 年の東京オリンピックにおける正式種目であるゴルフを振興する意味などから、ゴルフ場利用税廃止に向けた動きがある。
- ・ ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策等、ゴルフ場所在地特有の財政需要を賄う重要な財源である。

○森林吸収源対策に係る財源確保について

- ・ 平成 28 年度与党税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日）において、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討することとされている。

12 地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の見直し

【内閣府、総務省、財務省】

地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。

常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。臨時財政対策債による負担の先送りは行わないこと。

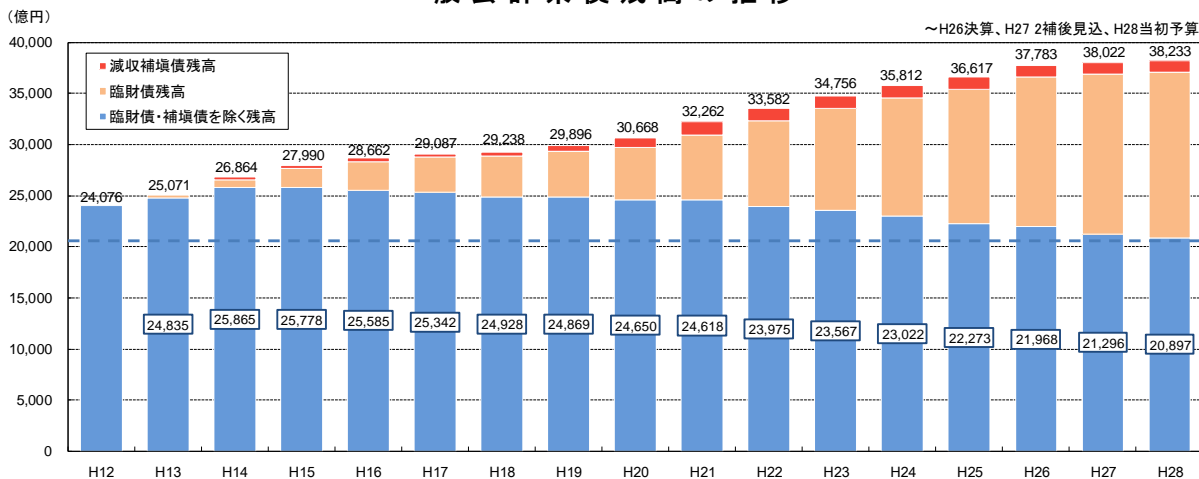
◆現状・課題

- ・ 平成 28 年度の地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を 0.1 兆円上回る 61.7 兆円が確保された。
- ・ また、地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、臨時財政対策債の発行が大幅に抑制され、一定の改善が図られた。
- ・ 地方の重点課題である自治体情報システムの改革や森林吸収源対策等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分（0.25 兆円）として地方財政計画の歳出に新たに計上された。
- ・ さらに、地方創生に取り組むために平成 27 年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き 1 兆円が確保された。
- ・ そのほか、地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）については、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に同交付金の地方負担に応じて地方財政措置を講じることとされた。
- ・ 地域経済活性化のための財源である歳出特別枠（平成 27 年度 0.85 兆円）は、必要な歳出（重点課題対応分（0.25 兆円）及び公共施設の老朽化対策の一部（0.15 兆円））を重点的に確保（0.4 兆円）した上で同額が減額された（実質的に前年度水準を確保）。
- ・ また、別枠加算（平成 27 年度 0.23 兆円）についても、地方税等がリーマンショック以前の水準に回復が見込まれることから、前年度と同程度の交付税総額を確保したうえで廃止された。
- ・ 地方に必要な一般財源総額の確保と地方財政の健全化の両面に努力したことについては評価できる。
- ・ しかし、社会保障関係費が不可避免的に増加する中で、住民サービスを安定的に供給するためには、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要である。
- ・ 平成 28 年度の臨時財政対策債は、3.8 兆円と前年度に比べ 0.7 兆円の減となったが、地方の財源不足が常態化しているため、過去に発行した臨時財政対策債の各年度の償還相当額は新たな臨時財政対策債の発行により賄うという地方財政対策がとられ続けている。（平成 28 年度の償還相当額は 3.0 兆円）
- ・ 国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、平成 28 年度末の県の臨時財政対策債残高は 1.6 兆円を超え、全国の総額も 51 兆円を超える見込みである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方交付税の総額確保は、税源移譲や法定率引上げ等によって確実に対応すること。
- ・ 平成 29 年度の地方財政計画においては、地方交付税を含む地方の一般財源について、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映すること。
- ・ 特に臨時財政対策債については、地方交付税に復元するように見直すこと。
- ・ また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を息長く続けていくことを可能とする観点から、地方創生に関する歳出を今後も確保すること。

一般会計県債残高の推移



| 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 2補 | H28 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 県債残高 | 24,076 | 25,071 | 26,864 | 27,990 | 28,662 | 29,087 | 29,238 | 29,896 | 30,668 | 32,262 | 33,582 | 34,756 | 35,812 | 36,617 | 37,783 | 38,022 | 38,233 |
| 対前年度増減 | 845 | 995 | 1,793 | 1,126 | 672 | 426 | 151 | 658 | 772 | 1,594 | 1,319 | 1,174 | 1,057 | 805 | 1,166 | 239 | 211 |
| 臨財債残高 | 0 | 236 | 691 | 1,904 | 2,769 | 3,438 | 4,003 | 4,519 | 5,113 | 6,327 | 8,334 | 9,962 | 11,571 | 13,171 | 14,691 | 15,571 | 16,230 |
| 臨財債を除く残高 | 24,076 | 24,835 | 26,172 | 26,086 | 25,892 | 25,650 | 25,235 | 25,377 | 25,555 | 25,935 | 25,248 | 24,793 | 24,241 | 23,446 | 23,092 | 22,451 | 22,003 |
| 対前年度増減 | 845 | 759 | 1,338 | △ 86 | △ 194 | △ 242 | △ 414 | 141 | 178 | 380 | △ 687 | △ 455 | △ 552 | △ 796 | △ 354 | △ 640 | △ 448 |
| 減収補填債残高 | 0 | 0 | 308 | 308 | 308 | 308 | 308 | 508 | 905 | 1,317 | 1,273 | 1,226 | 1,220 | 1,173 | 1,124 | 1,156 | 1,106 |
| 臨財債・補填債を除く残高 | 24,076 | 24,835 | 25,865 | 25,778 | 25,585 | 25,342 | 24,928 | 24,869 | 24,650 | 24,618 | 23,975 | 23,567 | 23,022 | 22,273 | 21,968 | 21,296 | 20,897 |
| 対前年度増減 | 845 | 759 | 1,030 | △ 86 | △ 194 | △ 242 | △ 414 | △ 59 | △ 219 | △ 32 | △ 643 | △ 408 | △ 545 | △ 749 | △ 305 | △ 672 | △ 399 |
| (~H22) 対H19増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (~H25) 対H22増減 | | | | | | | | | △ 219 | △ 251 | △ 894 | △ 408 | △ 953 | △ 1,702 | △ 305 | △ 977 | △ 1,376 |
| (H26~) 対H25増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

13 直轄事業負担金制度の廃止及びこれに伴う措置

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。維持管理費負担金は平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止に至る道筋が明確にされていない。今後の見直しについての工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

また、流水占用料等については、直轄事業負担金の議論とは区別し、地方財源として維持すること。

◆現状・課題

- 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。建設費負担金については、平成25年度までに制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされていたが、現時点で具体的な廃止時期等は示されていない。

[直轄事業負担金の見直し状況]

- 業務取扱費を廃止
 - 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 維持管理費負担金を廃止
 - 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。
*一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱は、引き続き検討。
- 建設費負担金
 - 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省の大臣政務官からなる「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」で、負担金制度の廃止に向け、引き続き検討することとされた。

◆提案・要望の具体的内容

- 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。建設費負担金について廃止に至る道筋が明確にされていないため、見直しの工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

◆参考（本県の国直轄事業負担金予算額）

| | 28年度当初予算額 | 27年度当初予算額 | 増減 |
|---------|-----------|-----------|-------|
| 直轄事業負担金 | 142億円 | 198億円 | △56億円 |

14 公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長 【新規】

【総務省】

地方公共団体が公共施設等総合管理計画を策定した後、より実践的に公共施設等のアセットマネジメントを進める上で、将来の財政負担の軽減を図るため、公共施設等の老朽化対策に係る地方債措置を延長すること。

◆現状・課題

- 地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。
- その中において、地方公共団体は、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっている。
- 公共施設等の最適な配置を実現するため、平成26年4月に地方公共団体が公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定するよう要請されている。
- 本県では、全国に先駆け、平成25年度から「埼玉縣市町村公共施設アセットマネジメント推進会議」を開催し、ノウハウの提供など、先進的な市町村の取組を積極的に支援してきた。
- 公共施設等総合管理計画を策定後、地方公共団体は公共施設等の実践的なアセットマネジメントを進めることとなる。
- 今後、アセットマネジメントを進めるに当たっては、住民との情報共有や合意形成など丁寧に行う必要があると、多くの時間がかかることが想定される。
- これらのことを勘案すると、平成29年度までの措置とされている、公共施設最適化事業債や地域活性化事業債（転用事業）の活用が期限に間に合わなくなる可能性がある。

◆提案・要望の具体的内容

- 今後、地方公共団体が公共施設等のアセットマネジメントを積極的に推進していくためにも、公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債（転用事業）の延長措置を講ずること。

◆参考

- 公共施設の最適配置の推進として、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化や転用、除却に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業や転用事業に係る地域活性化事業、除却に係る地方債について増額。

| 区 分 | 充当率(交付税算入率) | 期 間 | H27 地方債計画 | H28 地方債計画 |
|----------|-------------|------------|-----------|-----------|
| I. 最適化事業 | 90%(50%) | H27～H29 | 410 億円 | 1,130 億円 |
| II. 転用事業 | 90%(30%) | H27～H29 | 90 億円 | 110 億円 |
| III. 除却費 | 75%(なし) | H26 以降当分の間 | 340 億円 | 480 億円 |

